

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊湯布院駐屯地
第404会計隊湯布院派遣隊長 長谷川 昭祐

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S721UT01810		6SS01AZ0111 0001					
品名 または 件名							
6 6 号隊舎玄関ドア排煙窓改修工事							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
湯布院駐屯地			湯布院駐屯地				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
営繕班 中田事務官 3 1 7			令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地第404会計隊湯布院派遣隊事務室及び西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年9月9日（水）10時00分 駐屯地講堂（小）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「防衛省競争参加資格」は令和7・8年度のものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請けについては認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。
- ク 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている地域に該当する者は入札参加を認めない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。（郵便入札の場合は別示）
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント（軽減税率対象品目については8％）に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契

約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除とする。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。また、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書作成の要否

- ア 落札者は、落札決定後速やかに履行保証証券による保証を付したのちに、標準契約書の様式により契約書を作成提出すること。契約日に関しては履行保証期間の初日とすること。
- イ 適用する契約条項
 - (ア) 「建設工事請負契約書」
 - (イ) 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - (ウ) 「暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、「入札及び契約心得」を確認し入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた場合は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、令和8年9月8日（火）17時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、令和8年9月9日の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊湯布院駐屯地第404会計隊湯布院派遣隊事務室及び
西部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札期日の前日までに提出すること。（FAX可）
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、「入札及び契約心得」を参照
- キ 入札場所へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ6.8インチ以上の持込は禁止）
- ク 申込者については、市場価格の調査を実施するので令和8年9月7日（月）17時00分までに提出すること。
（書式は公告掲示場所に掲載）（FAX可）。また、市価調査価格の細部を市価調査価格と一緒に提出すること。
（書式に関しては業者様式可）（一位代価等もあれば提出）
- ケ 入札説明書は今回作成・提出をしない。
- コ 当会計隊のFAXに関して、受信は可能だがインクが少ないためできる限り下記のメール等を活用されたい。

(7) 公告掲示場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地、西部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒879-5102
大分県由布市湯布院町川上941
TEL 0977-84-2111
FAX 0977-84-2117（直通）
mail: c01d8228@inet.gsdf.mod.go.jp
- イ 入札及び契約に関する事項
第404会計隊湯布院派遣隊 担当 梅原（内線348）
- ウ 仕様書に関する事項
湯布院駐屯地業務隊 管理科 担当 中田（内線317）

66号隊舎玄関ドア排煙窓改修工事

件名	66号隊舎玄関ドア排煙窓改修工事				図面番号	1/3
図名	表紙				縮尺	—
業務隊長	管理科長	警備班長	工事企画	管財	設計者	
						
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊					令和8年6月7日	

仕 様 書

- 1 件 名 66号隊舎玄関ドア排煙窓改修工事
- 2 場 所 大分県由布市湯布院町川上941 陸上自衛隊湯布院駐屯地
- 3 工事概要
排煙窓取替 . . . 2枚

4 一般事項

- 本工事は、本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築（改修）工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）、建築改修工事監理指針」、メーカー仕様、並びに関係諸法規によるものとする。
- 受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「建設業法」に基づき、施工体制台帳の作成等について、法令に遵守のうえ実施するものとする。
- 工事に掛かる前に必ず現地に監督官と打合せ及び日程調整をするものとする。
- 本工事の写真は、着工前・竣工後・主要な作業状況及び監督官の指示する箇所を撮影するとともに、工事後隠蔽となる部分は確実な写真管理を実施するものとする。工事完了後、A4判工事写真帳に整理して監督官に1部提出するものとする。
- 本仕様書等に記載なき事項といえども、技術上当然施工すべき事項については、受注者の負担において実施するものとする。
- 本工事にあたっては、火災予防、労働安全及び在来施設等の保護による落下防止設備を設ける等、十分注意を払うものとし、汚破損した場合は、受注者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。特に屋上からの落下・飛散による事故が起きないように注意するものとする。
- 本仕様書及び工事に際し、疑義を生じた場合は、監督官と協議のうえ実施するものとする。
- 本工事に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
- 本工事で生じた発生材のうち、監督官が指示する金属くずについては、種別毎に整理したうえ指定場所へ搬入し、所定の調書を添えて官側に引き継ぐものとする。その他の発生材については受注者の責任において全て構外へ搬出、関係法令等に従い適正に処分し、マニフェスト（E票）の写しを提出するものとする。
- 本工事に必要な電力及び給水等は、請負者にて準備することを基本とする。
- 作業可能日は平日を基本とするが、やむを得ず休日作業が必要となった際は事前に監督官と調整を行うものとする。
- 一日の作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- 本仕様書に記載されている寸法等は標準寸法であるため、施工に先立ち現場調査のうえ実施するものとする。
- 建設業法一部改正により、元請業者が下請業者と下請契約を締結して工事を実施する場合は、官側へ施工体制台帳を提出すると共に主任技術者の保有する資格証明書の写しを提出するものとする。
- 本工事に際し、外国人の入場には部隊側が示す様式により申請が必要であり、許可を受けた者のみ入場可能とする。
なお、部隊側の手続き上、許可までに2～3カ月の期間を要する。

5 特記事項

(1) 建具工事

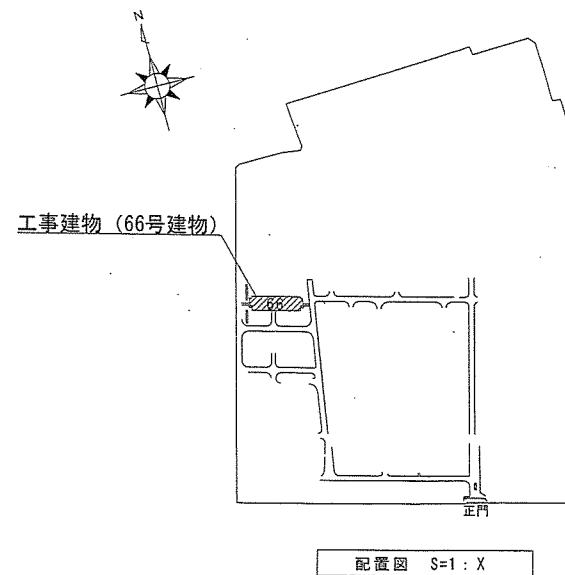
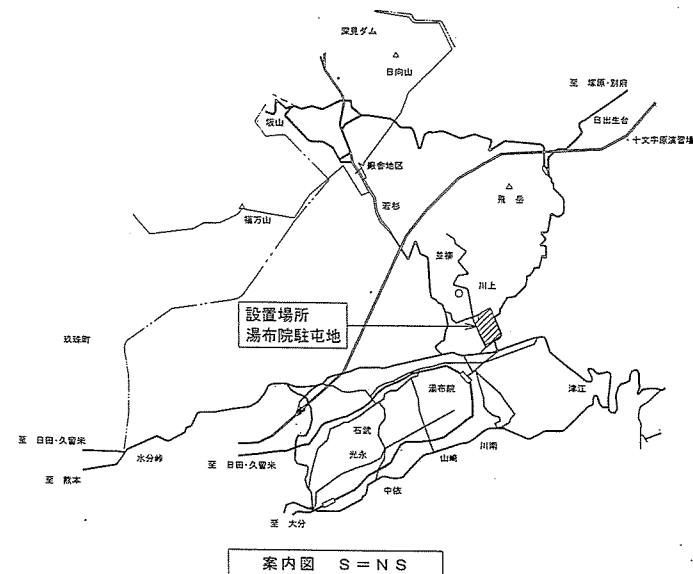
本工事で基準とする施工数量については次のとおりとする。

- ア 排煙窓内倒窓 W780×H725 MTG-70R（又は同等品以上）ALC 見込み70.2枚
- イ アルミ曲物 W3010 額縁 2mm D寸法55 2枚
- ウ アルミ曲物 W780 水切Ⅱ型 2mm D寸法25 2枚
- エ ガラス透明3mm W780×H725 2枚
- オ ガラスシーリング12m

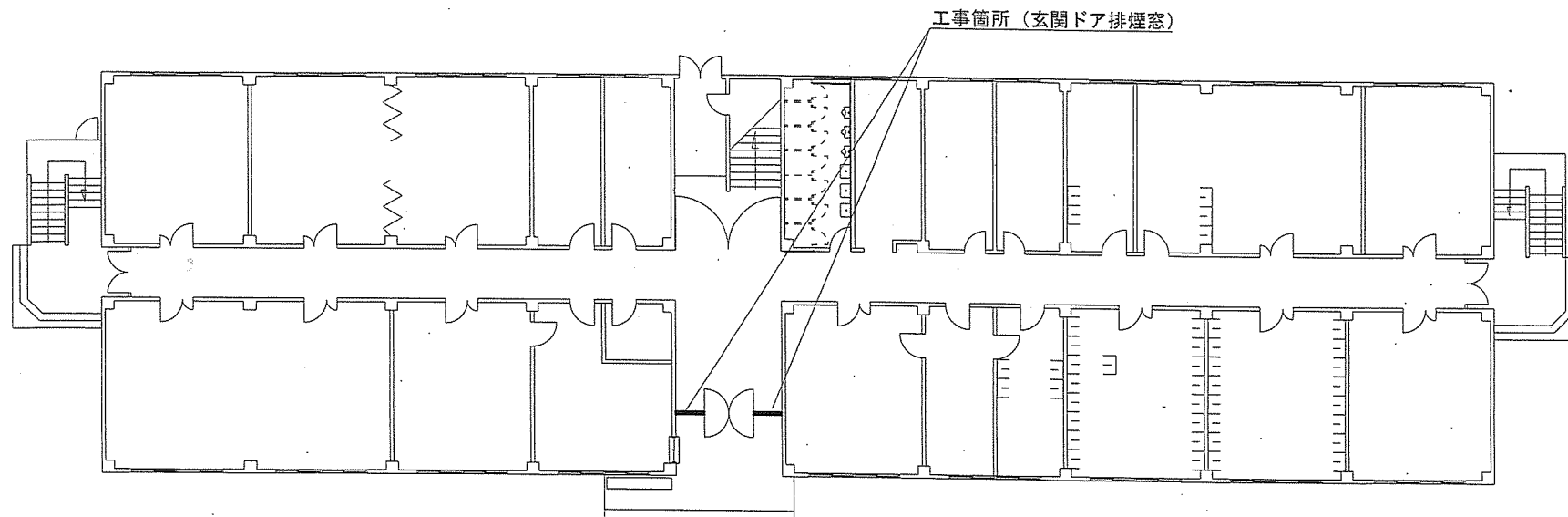
- (2) 施工に際して細部寸法を現地に於て採寸し、作業を実施するものとする。

(3) 試運転・調整

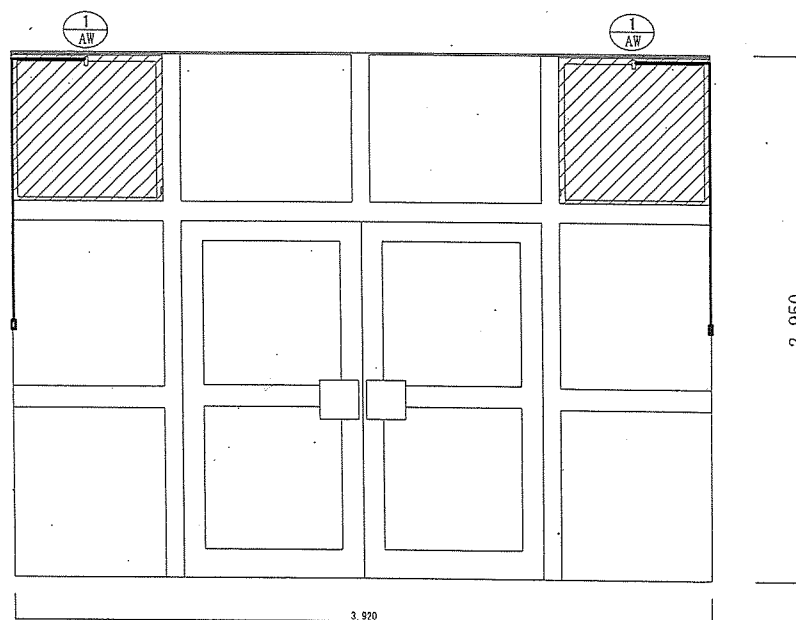
設置完了後、監督官立会いのもと試運転を実施し、正常に移働するか確認するものとする。その際、本施工箇所以外での不良箇所が判明した場合は、監督官へ報告するとともに修理見積書を作成し提出するものとする。



件名	66号隊舎玄関ドア排煙窓改修工事	図面番号	2/3
図名	仕様書、案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務課		令和8年	6月24日



66号建物 1階平面図 (S=1:X)



: 排煙窓取替
 : 開放引手取替

66号建物 1階立面図 (S=1:30)

場所・数量	1 AW	排煙内倒し窓	2枚
形状			
材質 枠見込	アルミ	70	
ガラス	透明		
金物	トップラッチ等標準金具1式		
備考			

件名	66号隊舎玄関ドア排煙窓改修工事	図面番号	3/3
図名	平面図、立面図、建具表	縮尺	図示
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊		令和8年6月24日	